

継続雇用定着促進助成金、中小企業定年引上げ等奨励金の支給
申請をした（または申請を検討した）個人事業主の皆様へ

**個人事業主を相続した相続人は、
同一事業主として申請ができることとなりました**

平成19年11月

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
都道府県雇用開発協会

当機構は、継続雇用定着促進助成金、中小企業定年引上げ等奨励金を支給することで、定年引上げ等にかかる事業主の経済的負担を支援しております。

今般、個人事業主の方々の支給申請事例を検討した結果、助成金活用の実効性等の観点から、下記の通り取り扱いを一部変更させていただきましたのでお知らせいたします。

つきましては、過去支給申請において審査には至らなかった個人事業主の方々、あるいは不支給決定の通知をいたしました個人事業主の方々におかれまして、速やかに支給申請の内容を再度審査させていただきます。

再支給申請をされる個人事業主の方は、大変お手数ですが支給申請に係る手続きにご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 再支給申請受付対象事業主

個人事業主から相続により引き継いだ個人事業主が、平成18年4月1日以降支給申請を行った（行おうとした）場合で、次のいずれかに該当する事業主。

ア 経過措置②の制度で支給申請した個人事業主

継続雇用定着促進助成金（第Ⅰ種）5回目及び、多数継続雇用助成金（第Ⅱ種）4回目、5回目を、平成18年4月1日以降支給申請し不支給決定となった個人事業主。

イ 経過措置③の制度で支給申請した個人事業主

平成14年4月1日から平成18年3月31日までに継続雇用制度を導入し、平成18年4月1日以降支給申請し不支給決定となった個人事業主。

ウ 経過措置④の制度で支給申請した個人事業主

平成18年4月1日から平成19年3月31日までに継続雇用制度を導入し、平成18年4月1日以降支給申請し不支給決定となった個人事業主。

エ 中小企業定年引上げ等奨励金の制度で支給申請した個人事業主

平成19年4月1日以降、定年制度を導入し、平成19年4月1日以降支給申請し不支給決定となった個人事業主。

オ 上記のア、イ、ウ、エのいずれかの場合に、不支給決定となることで相談の段階で申請を取り下げた、又は申請に至らなかった個人事業主。

2 支給申請取扱いの変更内容

(1) 変更内容

個人事業主に相続があった場合、前事業主と後事業主において、次のいずれにも該当し、事業主の同一性が認められる場合に同一の事業主と認め、支給申請できることとする。

- ア 雇用保険適用事業所として同一の事業主と認められていること。
- イ 廃業届により前事業主の廃業が確認されること。
- ウ 前事業主において定められた就業規則又は労働協約（以下「就業規則等」という。）と後事業主において定められた就業規則等が支給要件を満たすものであること。

(2) 確認書類

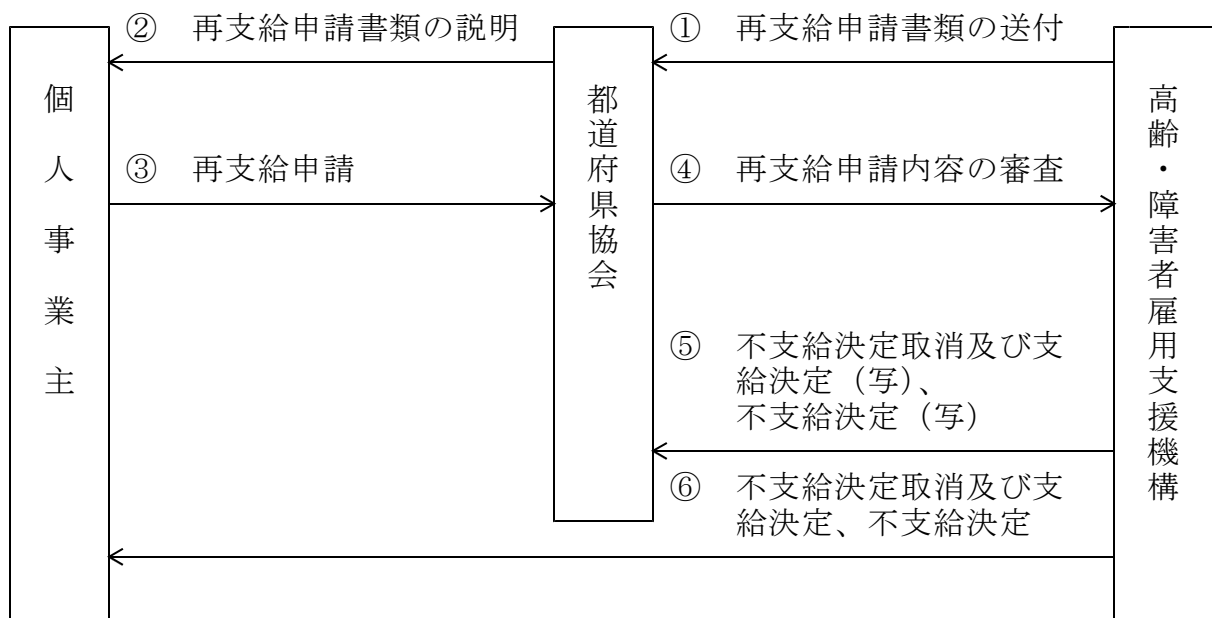
- ア 前・後事業主に係る雇用保険適用事業所の同一事業主認定等（写）
- イ 前事業主に係る廃業届（写）、（税務署提出済み）
- ウ 前・後事業主の就業規則又は労働協約（後事業主の就業規則がなく前事業主の就業規則を運用していた場合は、前事業主の就業規則と労使連名による申立書。）

3 再支給申請の方法

(1) 不支給決定になった個人事業主

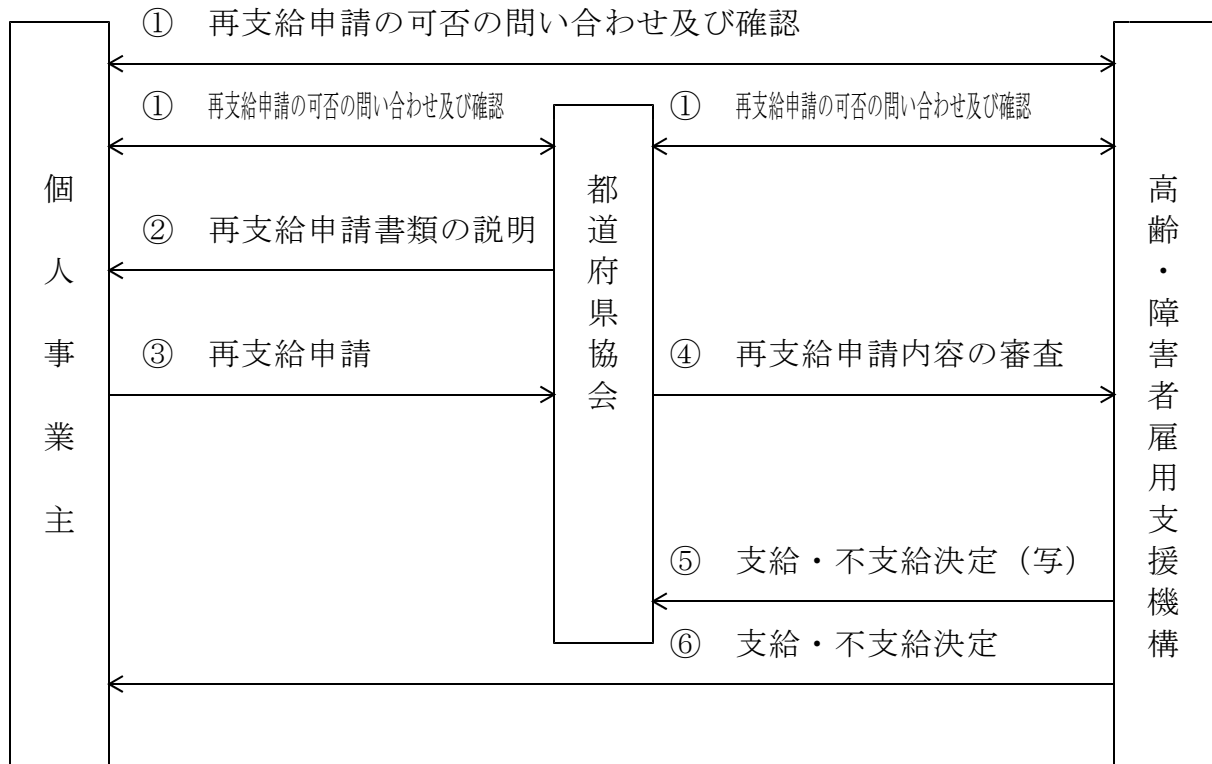
機構の再審査により、支給申請可能な個人事業主に対しては、再支給申請の手続きを都道府県協会から説明を行うので、再申請の手続きを行う。

(再申請の流れ図)



- (2) 支給申請の段階で支給申請を取り下げた、又は申請に至らなかった個人事業主
当該個人事業主は、機構又は都道府県協会に問い合わせを行い、申請の可否を確認
後、再申請の手続きを行う。

(再申請の流れ図)



4 再支給申請受付期限
平成21年10月31日

経過措置③の制度で支給申請を行った個人事業主の場合

〔平成14年4月1日から平成18年3月31日までに継続雇用制度を導入し、平成18年4月1日以降支給申請し不支給決定となった個人事業主。〕

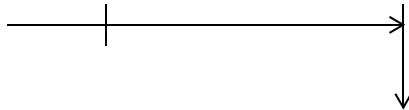
【事例1】

B個人事業主は、A個人事業主の60歳定年の就業規則等を相続（A事業主の死亡による）し、65歳定年制度を実施した場合、初回の支給申請はできなかったが、今回の取扱い変更で申請できることとなった。

○A個人事業主

H9/4/1
(60歳定年実施)

H18/3/1
(廃業)



○B個人事業主
(初回申請)

H18/3/1
相続（開業）

H18/3/31
継続雇用制度導入
(65歳定年実施)

H18/5/1
支給申請
(初回申請)

【事例2】

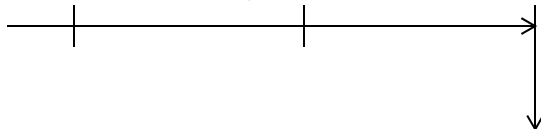
A個人事業主が初回申請した後に、B個人事業主がA個人事業主の65歳定年の就業規則等を相続（A事業主の死亡による）したことで、第I種2回目の支給申請はできなかったが、今回の取扱い変更で申請できることとなった。

○A個人事業主

H9/4/1
(60歳定年実施)

H18/2/1
(65歳定年実施)
初回申請

H18/7/1
(廃業)



○B個人事業主

H18/3/1
(開業)

H18/7/1
相続
(65歳定年実施)

H19/2/1
第I種2回目申請